

# 福島の復興・再生に向けた取組

2020年2月



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

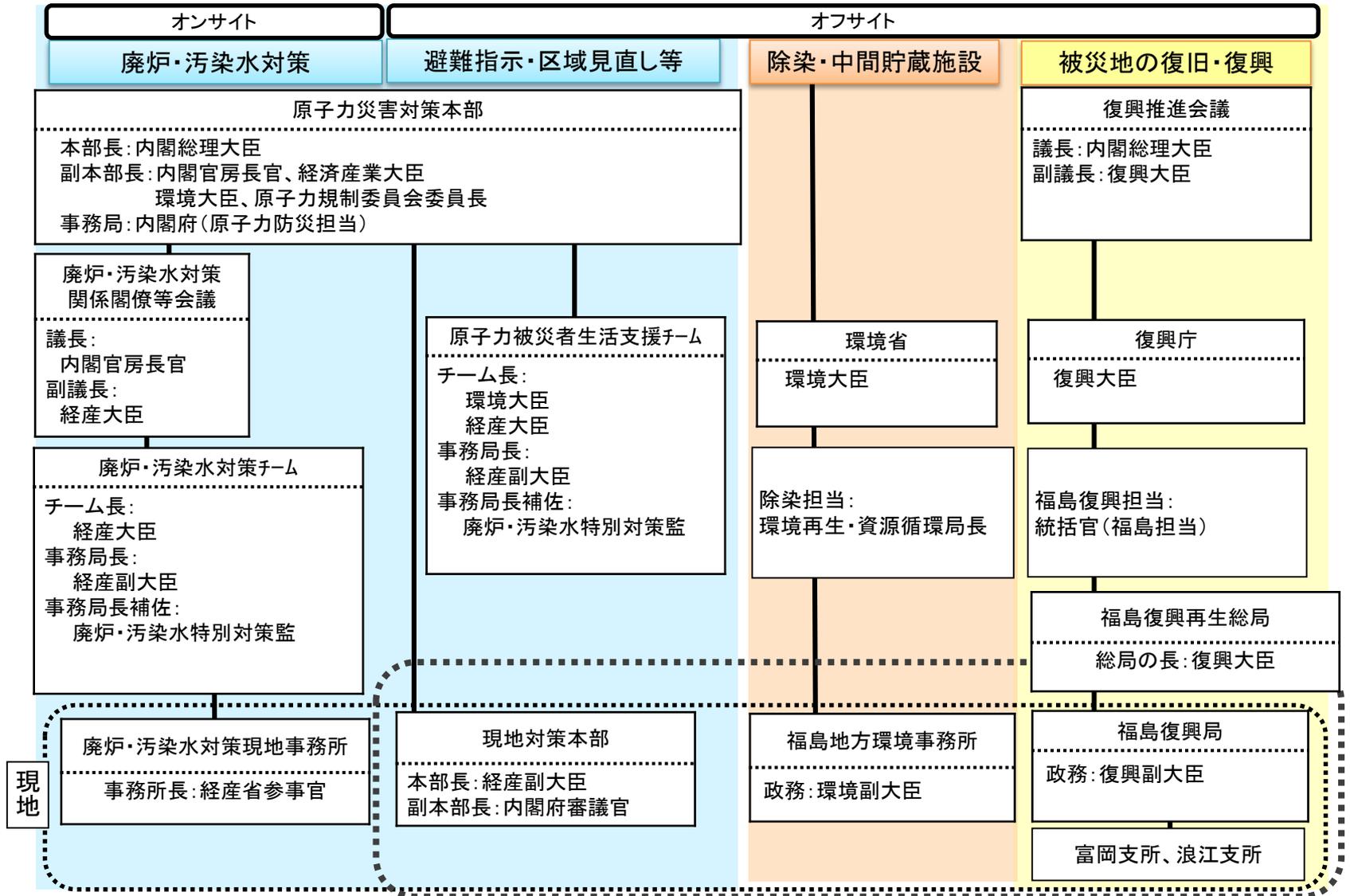
# 目次

---

福島の復興に係る政府の体制	.....P2
避難指示区域に係る経緯	.....P4
避難指示解除地域における生活環境整備	.....P9
帰還困難区域の復興・再生	.....P20
除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況	.....P25
産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組	.....P28
風評被害対策	.....P38
福島復興関連法制度・予算	.....P41

# 福島復興に係る政府の体制

# (1) 福島復興に係る政府の体制



# 避難指示区域に係る経緯

# 避難指示解除地域に係る経緯

## ① 避難指示の設定とこれまでの避難指示解除

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月

- 警戒区域（福島第一から半径20km）  
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- 計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）  
【立入可、宿泊原則禁止】
- 緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）  
【避難の準備、立入可、宿泊可】



「冷温停止状態」  
の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施

- 帰還困難区域（放射線量が50mSv/yを超える区域）  
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
- 居住制限区域（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）  
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- 避難指示解除準備区域（放射線量が20mSv/y以下）  
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

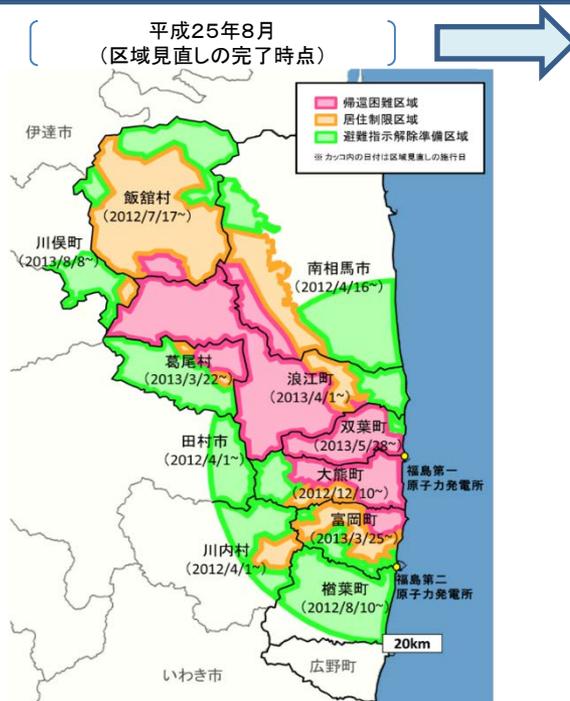
平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

6. 避難指示の解除

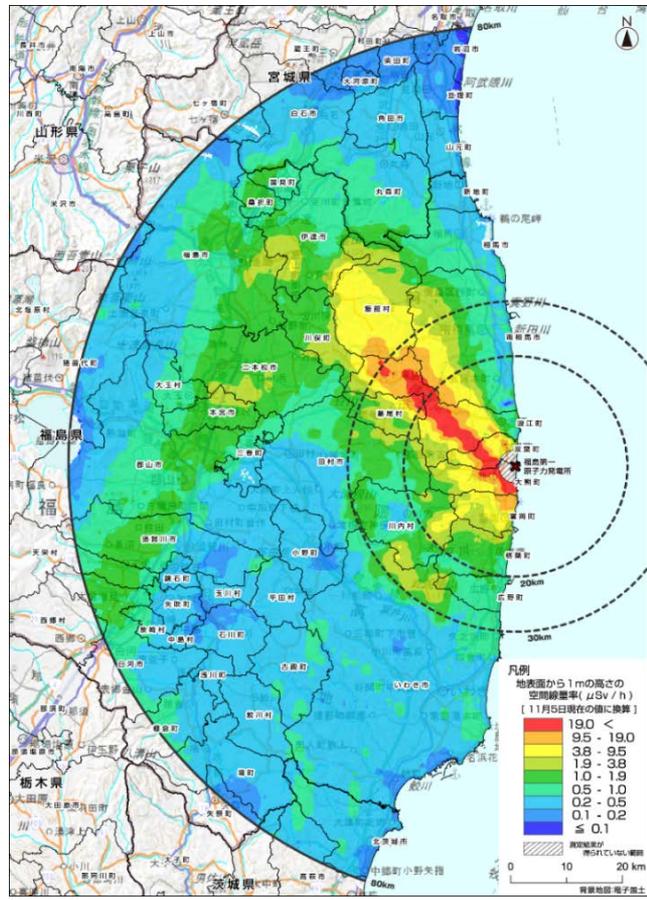
平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除くほとんどの地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。



# 避難指示区域に係る経緯

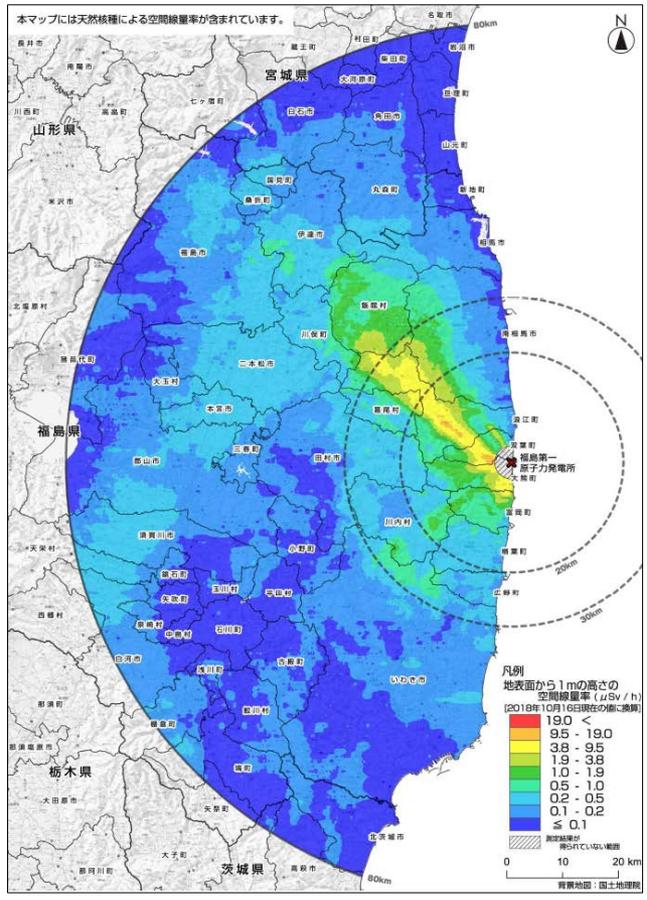
## ②空間線量率平均の推移

○ 東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1mの高さの空間線量率平均は、2011年11月比で約77%減少。



2011年11月5日時点の線量分布

約77%減※



2018年10月16日時点の線量分布

※本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したもの。  
出典:原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」等に基づき復興庁作成

# 避難指示区域に係る経緯

## ③避難者数・避難指示解除の状況

### 【避難者の状況】(2019年12月時点)

東日本大震災による福島県全体の避難者  
約4.1万人

※ピーク時(2012年5月)は約16.5万人

避難指示区域からの避難対象者  
約2.3万人

〔7市町村〕

※避難指示区域設定時(2013年8月)は約8.1万人

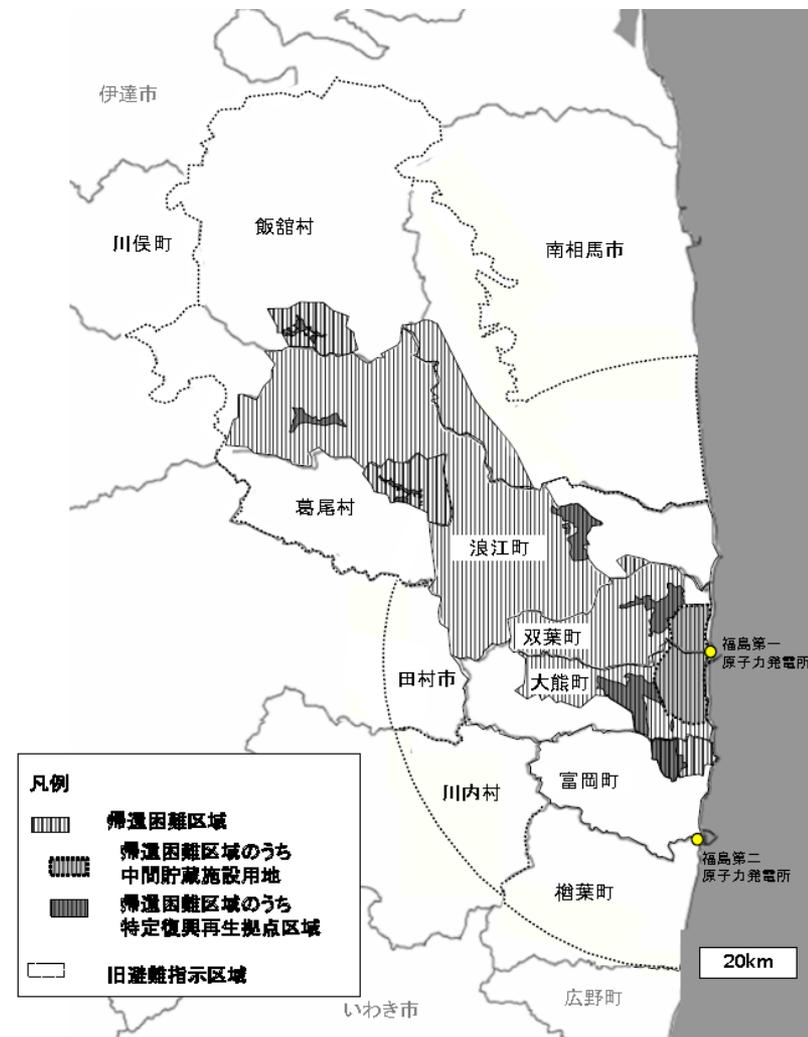
帰還困難区域  
約2.3万人

避難指示解除準備区域  
約230人

### 【最近の避難指示解除の状況】

(1) 田村市：2014年4月1日 避難指示解除準備区域を解除
(2) 檜葉町：2015年9月5日 避難指示解除準備区域を解除
(3) 葛尾村：2016年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 川内村：2016年6月14日 避難指示解除準備区域を解除 (2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し) 南相馬市：2016年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(4) 飯館村：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(5) 川俣町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(6) 浪江町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 富岡町：2017年4月1日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(7) 大熊町：2019年4月10日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(8) 双葉町：2020年3月4日 特定復興再生拠点区域の一部解除、 避難指示解除準備区域を解除
(9) 富岡町：2020年3月5日 特定復興再生拠点区域の一部解除
(10) 大熊町：2020年3月10日 特定復興再生拠点区域の一部解除

### 避難指示区域の概念図(2020年3月10日時点)



(備考) ・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1760報:2019年12月5日)による。  
・避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報(2019年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

### ○避難指示解除の3要件(原子力災害対策本部決定 2011年12月)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること
- ②日常生活に必須なインフラ(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)や生活関連サービス(医療、介護、郵便など)が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との協議

### ○避難指示の解除=復興の本格化

「檜葉町住民懇談会資料」(2015年6月)抜粋

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置です。この結果、住民の方々には、長期にわたり不自由な避難生活を強いているのが現状です。
- 避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではありません。
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。国としては、避難指示の解除後も、政府一丸となって、檜葉町の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ①生活環境整備の最近の状況

### 医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市 「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
- 2018年4月 富岡町 24時間体制で地域の中核的な医療を担う「福島県ふたば医療センター附属病院」開設



### 住まい

- 復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成
- 帰還者向け災害公営住宅：計画戸数455戸うち343戸完成



### 教育

- 小中学校再開：10市町村再開済
- 新規開校：
  - 2015年4月「ふたば未来学園高校」開校
  - 2017年4月「小高産業技術高校」開校
  - 2019年4月「ふたば未来学園中学校」開校

ふたば未来学園中学校  
開校式



凡例

	帰還困難区域
	帰還困難区域のうち 中間貯蔵施設用地
	帰還困難区域のうち 特定復興再生拠点区域
	旧避難指示区域

### 交通機関等

- 〔JR常磐線〕
  - 2019年4月 「Jヴィレッジ駅」開業
  - 2020年3月(予定) 全線開通
- 〔常磐自動車道〕
  - 2020年3月(予定) 「常磐双葉IC」開通
  - 2020年度(予定) 「いわき～岩沼」4車線化
- 〔相馬福島道路〕
  - 2019年12月 「相馬IC～相馬山上IC」開通

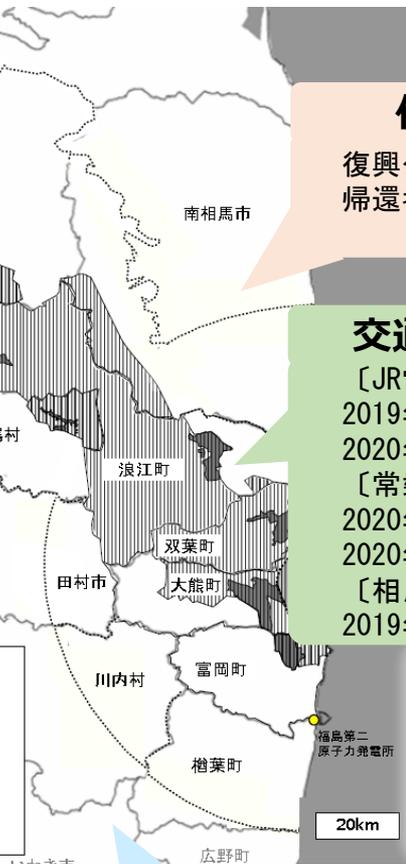


### 働く場

- 2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ開所」
- 2019年10月 榎葉町 榎葉北産業団地 「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始
- 2020年3月 富岡町 富岡産業団地「造成完了予定」
- 2021年4月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産稼働予定 ※工業団地内3件目」

### 買い物

- 2018年12月 南相馬市「小高ストア」開設
- 2019年6月 大熊町「ヤマザキショップ大川原役場前店」開設
- 2019年6月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開設
- 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開設

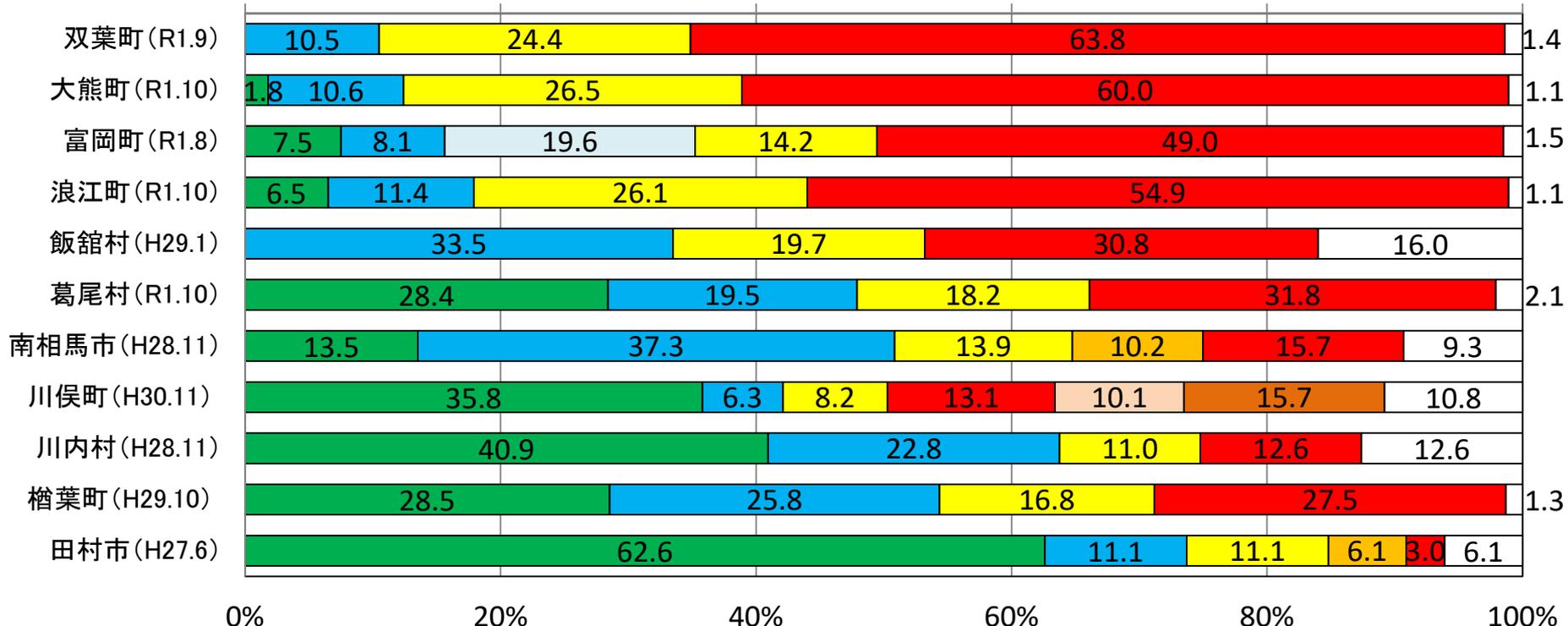


# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ③原子力被災自治体における住民意向調査(帰還意向等の把握)

- 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するため、平成24年度から継続して実施。
- 福島県内の12市町村※のうち、本調査の実施を希望する市町村に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。  
※令和元年度は、双葉町・大熊町・富岡町・浪江町・葛尾村・南相馬市・川俣町で実施。

【凡例】  
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ 戻りたいが戻れない ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない  
■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



※「平成30年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果(概要)」(平成31年3月19日復興庁公表)を基に作成。(令和元年度実施済みの双葉町・大熊町・富岡町・浪江町・葛尾村は令和元年度の結果を使用。平成30年度未実施の楡葉町は平成29年度結果、飯舘村・南相馬市・川内村は平成28年度結果、田村市は平成27年度結果を使用。)

※( )内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

## ④福島再生加速化交付金

【令和2年度概算決定額 791億円（令和元年度予算 890億円）】

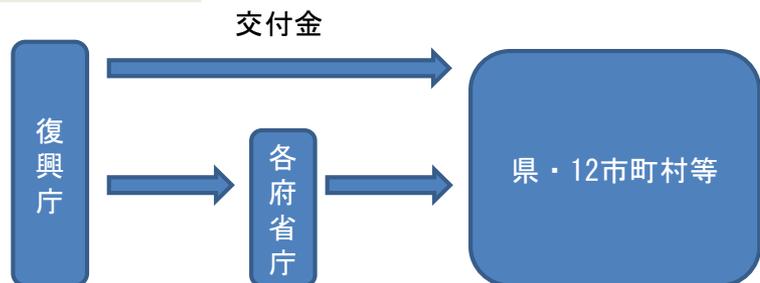
### 事業概要・目的

- 「復興基本方針」(抄) ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援を実施する。(P.29、6(1)①(iv))
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

### 期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

### 資金の流れ



### 事業イメージ・具体例

#### (1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

#### (2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

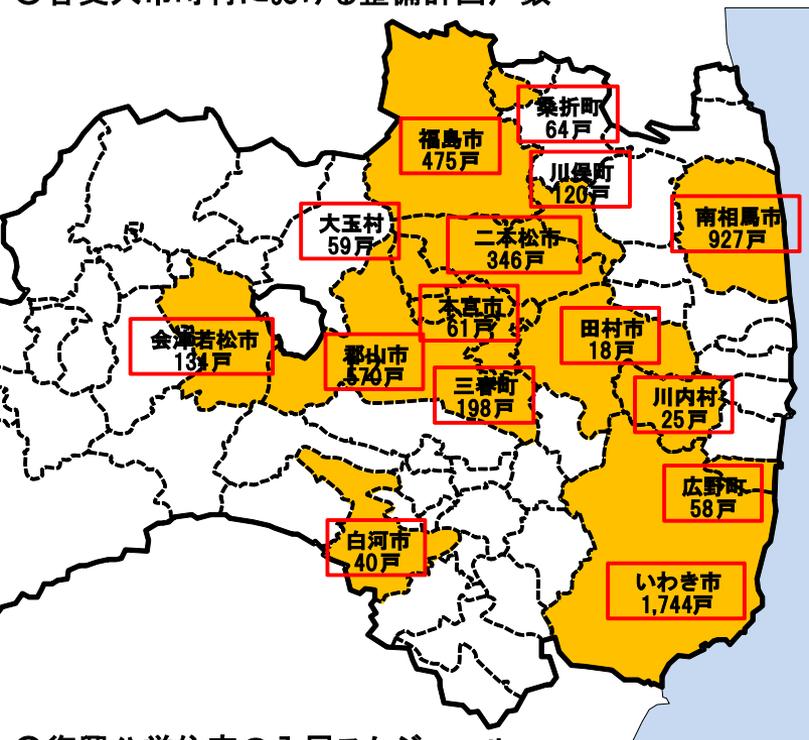
交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備(復興拠点、災害公営住宅等の整備等) ○放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ○営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等)
長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) ○復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ○基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等)
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けた ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点(アーカイブ拠点)の整備等に対する支援 ○構想推進に係る拠点周辺的生活環境整備等に向けた支援
既存ストック活用まちづくり支援	既存ストック(空き地・空き家等)を活用した被災12市町村のまちづくり支援 ○既存ストックの実態把握・対策検討・所有者探索 ○既存ストックの有効活用による公的施設等の整備

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ⑤長期避難者への生活支援

- 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、住民意向調査等を基に、復興公営住宅の整備を中心に、避難者受入れに伴う基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。
- 計画戸数4,890戸のうち2018年度末までに4,767戸完成(123戸保留中)。
- 整備にあたっての財源は、コミュニティ復活交付金(福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成))を活用。

### ○各受入市町村における整備計画戸数

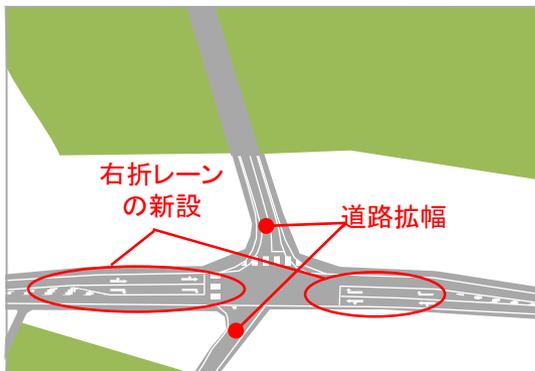


### ○コミュニティ復活交付金による主な支援例

#### 復興公営住宅の整備



#### 道路の整備



#### コミュニティ交流員の配置



### ○復興公営住宅の入居スケジュール



# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ⑥子どもの運動機会の確保等

- 「子ども元気復活交付金」(注)の活用により、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備を図るため、子どもの運動機会の確保のための遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備を実施
- 特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も実施

(注)平成25年度当初予算で創設。平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

### 遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進

広野町では、公園の遊具の更新を行い、子どもたちが安心して遊べる環境を整備することにより、子育て世帯の帰還を図っている。



更新した遊具で遊ぶ子どもたち

### ハード・ソフト一体となった運動機会の確保

本宮市では、運動施設のリニューアルや屋外の遊び場の整備を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っている。



にぎわう屋外遊び場 ウィリアム王子訪問(27年2月) プレイリーダーの養成

### ■ これまでの採択実績

計22回の配分により以下の事業を採択

- 遊具の更新644箇所
- 運動施設の整備63施設(屋内施設29施設、屋外施設34施設)
- 運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
- 子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

### ■ 参考ホームページ

子ども元気復活交付金の概要や整備事例の詳細については復興庁ホームページを参照

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html>

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ⑦福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

課題

- 福島第一原発事故後、住民による清掃活動を中止
  - 仮置場や最終処分場の確保が困難
  - 空間線量0.23μSv/hを下回る地域は除染事業の対象外
- ⇒豪雨時の路面の冠水、悪臭、害虫発生などの実害が発生

対応

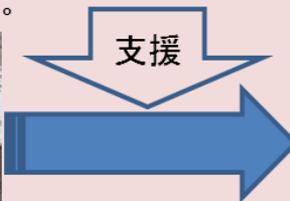
- 2016年9月30日、国が以下のような対応方針を定めて対応
- ・市町村が最終処分場や仮置場を確保
- ・国は、通常の維持管理活動の再開のため、一地区、一回に限り財政支援を行う。
- ・8000Bq/kg超の側溝堆積物は、必要な整理をした上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入

### 福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)

- (1)対象地域・団体  
福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村
- (2)対象要件等
  - ・事業実施後は、中断していた道路等側溝の維持管理活動を再開
  - ・最終処分場又は仮置場が確保
  - ・除染等の措置により撤去・処理を行っていない。
  - ・一地区、一回限り。
- (3)交付対象経費  
撤去作業費、放射能濃度測定費、仮置場等関係費、運搬費、中間処理費、最終処分費、等
- (4)交付額  
1/2 (従前の維持管理活動に係る費用を控除)  
地方負担分は、震災復興特別交付税交付金を措置  
交付省庁は復興庁。

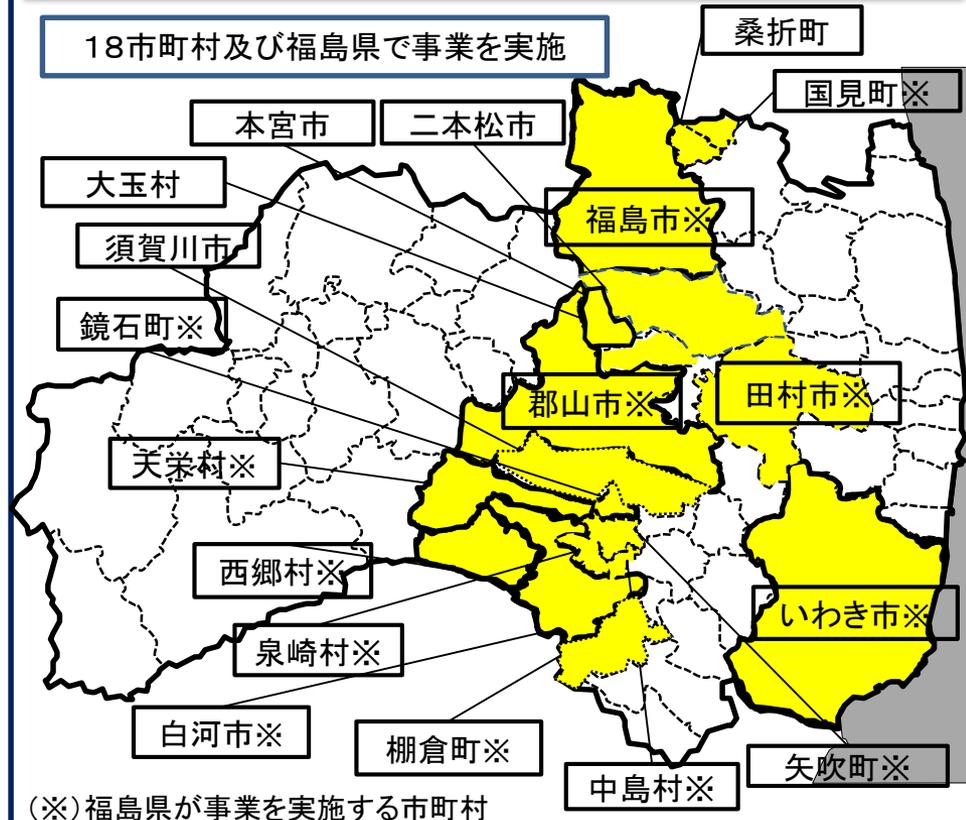


(施工前)



(施工後)

### 事業実施自治体(2016～2019年度)



# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ⑧ 空き地・空き家等の活用によるまちづくり支援

### 事業概要・目的

- 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりのさらなる進展を図るために、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックの状況を把握し、有効かつ適切に活用する場合に必要な取組を支援する。

### 資金の流れ

復興庁



12市町村等

### 期待される効果

- 既存ストック（空き地・空き家等）の実態把握・対策検討・所有者探索等に係る調査やインスペクションについて、既存ストックの有効活用による公的施設等の整備と連携させ、一括して支援する。  
これにより、空き地・空き家等の利活用・流動化を促し、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速化させることが期待できる。

### 事業イメージ・具体例

- (1) 対象地域・団体  
被災12市町村及び各市町村の帰還環境整備推進法人
- (2) 対象費用
  - 空き地・空き家等の実態把握・対策検討・所有者探索等に係る調査に要する費用
  - インスペクション（建物状況調査）に要する費用
  - 既存ストック（空き地・空き家等）の有効活用による公的施設等の整備に要する費用

<空き地の有効活用の例>



コミュニティガーデン(宮城県石巻市)

<空き家の有効活用の例>



住民交流拠点施設  
「まち家世田米駅」(岩手県住田町)

- (3) 補助率  
交付対象事業費に3/4を乗じて得られる額 等

## ⑨福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例

【令和2年度概算決定額 94億円】  
【令和元年度予算 111億円】

### 事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
  - 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施
- ※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

### 主な事業例（国が全額支援）

#### ①生活環境の改善のための取組

##### ★ 公共施設・公益的施設の機能回復

###### ・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



###### ・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



###### ・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

#### ②避難解除区域への帰還加速のための取組

##### ★ 生活関連サービスの代替、補完

###### ・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



##### ★ 地域のコミュニティの維持

###### ・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



###### ・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

#### ③直ちに帰還できない区域の荒廃抑制等

##### ★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策

・ 避難区域内の除草  
火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



###### ・ 防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール、カメラを措置。



##### ★ 住民の一時帰宅支援

###### ・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ⑩福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言(2015年7月)及びそのフォローアップ

### 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会

- 復興大臣の下、「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」を取りまとめ(2015年7月)
- 提言に記載された**主要個別項目の状況を国、福島県等から報告を受け、実現に向けた助言を行う**

#### 【委員】

- ◎ 大西 隆 豊橋技術科学大学学長・日本学術会議会長
- 家田 仁 東京大学・政策研究大学院大学 教授
- 内堀 雅雄 福島県知事
- 大山 健太郎 アイリスオーヤマ(株)代表取締役社長
- 高島 宏平 オイシックス(株)代表取締役社長
- 中村 良平 岡山大学大学院教授・経済学部副学部長
- 松永 桂子 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授
- 山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長

(◎:座長、○:座長代理)

※役職は提言取りまとめ時点のもの

### 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言(概要)

- 30~40年後の地域の姿
  - ・ 空間線量については、物理減衰のみで相当程度低減
  - ・ 復興の進捗によっては震災前の人口見通しを上回る可能性
  - ・ 世界に発信する福島型の地域再生

#### 2. 2020年に向けた具体的な課題と取組

#### 主要個別項目

- (1) 産業・生業(なりわい)の再生・創出
- (2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護
- (3) 未来を担う、地域を担うひとづくり
- (4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携
- (5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興

#### 3. その他

- ・ 福島復興・再生は国の責務と明記。
- ・ 発災から10年後の福島復興に向けた政府の組織のあり方は検討課題と付記
- ・ 「**今後、国、県その他関係機関がよく連携し、市町村の意見を踏まえつつ、将来像の個別具体化・実現に向けて速やかに取組み、そのための取組体制の構築を検討すべき**」と、フォローアップ体制構築の必要性を提言

助言

報告

### 福島12市町村将来像提言フォローアップ会議

第1回:平成27年10月、第2回:平成28年2月、第3回:平成28年5月、  
第4回:平成29年5月、第5回:平成30年5月、第6回:令和元年5月

- 「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」の**主要個別項目に関し、実現に向けた進捗管理(フォローアップ)を行う**
- **工程表等を取りまとめ、有識者検討会に報告する**

#### 【構成】

- 共同議長 復興庁統括官、福島県副知事
- アドバイザー 有識者(必要に応じ参加)
- メンバー 復興庁、関係省庁  
福島県庁  
12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)
- 説明者 個別項目の検討・実施主体(関係省庁、福島県庁関係部局等)
- 共同事務局 復興庁、福島県

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ①福島12市町村将来像実現ロードマップ2020（概要）

- 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島12市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、2015年7月、**30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言として取りまとめ**。
- 提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、復興庁、関係省庁、福島県、12市町村等が参加する「福島12市町村将来像提言フォローアップ会議」（事務局は復興庁及び福島県）を開催し、2016年5月に福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を策定。2017年6月、2018年5月、**令和元年6月に、その後の進捗を踏まえて改訂**。

### 「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

<p><b>1. 産業・生業(なりわい)の再生・創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新産業の創出と事業・生業の再建</li> <li>基幹産業である農林水産業の再生</li> </ul>	<p><b>2. 住民生活に不可欠な健康・医療・介護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療の充実による安全・安心の確保</li> <li>高齢者の介護の充実等</li> </ul>	<p><b>3. 未来を担う、地域を担うひとづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の復興人材を育む先進的な教育の推進</li> <li>新たな産業構造下における中核的な人材の育成</li> </ul>	<p><b>4. 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域インフラ整備</li> <li>まちづくり</li> <li>広域連携</li> </ul>	<p><b>5. 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興</li> <li>風評・風化対策</li> <li>文化芸術の振興</li> <li>スポーツ振興</li> </ul>
---	---	--	--	--

### 主要個別項目への取組（22項目）

<p><b>(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業集積促進、教育・人材育成、生活環境整備、交流人口拡大等の取組を推進</li> <li>2019年度末までに福島ロボットテストフィールドを全施設開所</li> <li>大学等の「復興知」の活用を強化</li> <li>2020年夏にアーカイブ拠点施設を開所</li> <li>2020年7月に福島水素エネルギー研究フィールドの実証運転を開始</li> </ul>	<p><b>(5) 二次医療体制の確保を含めた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「避難地域等医療復興計画」に基づき、福島県ふたば医療センター附属病院の運営・多目的医療用ヘリの運航等、医療提供体制の再構築等を推進</li> </ul>	<p><b>(8) 小中学校再開のための環境整備等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたち安心して通うことができる教育環境づくりを推進</li> </ul>	<p><b>(13) 幹線道路の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年代初頭までの完成を目指し、ふくしま復興再生道路を整備</li> </ul> <p><b>(14) JR常磐線の早期の全線開通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年度末までの全線開通を目指す</li> </ul>	<p><b>(18) 観光振興・交流人口の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホープツーリズム等の取組を推進</li> </ul> <p><b>(19) 風評・風化対策の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づいて情報発信等</li> <li>「風評・風化対策強化戦略第3版」に基づき県産品の販路拡大等を継続・強化</li> </ul>
<p><b>(2) 官民合同チームの取組等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災事業者の事業・生業の再建や農業の再生、12市町村の取組を支援</li> <li>12市町村外から移住して創業する者等をコンサルティング支援対象に追加</li> </ul>	<p><b>(6) ICT活用による地域医療ネットワークの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用した地域医療ネットワークの構築や、ネットワークの拡大を推進</li> </ul>	<p><b>(9) 魅力ある教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの利活用など、魅力ある教育の展開・情報発信等を推進</li> </ul>	<p><b>(15) 復興拠点等の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興拠点等を復興の足がかりとしたまちづくりを推進</li> <li>特定復興再生拠点の整備を推進</li> </ul>	<p><b>(20) 文化芸術の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域のたから」民俗芸能総合支援事業を実施</li> </ul>
<p><b>(3) 被災企業等への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地企業の販路開拓や企業立地支援等により雇用創出・産業集積等を推進</li> </ul>	<p><b>(7) 地域包括ケアの実現に向けた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護施設就労予定者への就職準備金等の貸与、介護施設・訪問サービスへの運営支援等を推進</li> <li>介護需要に応じた介護施設の整備及び介護人材の確保を推進</li> <li>被災町村の地域包括ケアシステム構築を支援</li> </ul>	<p><b>(10) ふたば未来学園での先進教育の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年4月に併設中学校が開校し、併設型中高一貫教育を実践、SGHの取組</li> </ul> <p><b>(11) 小高産業技術高校での先端技術教育の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イノベーション・コースト構想に貢献する人材を育成、SPHの取組</li> </ul>	<p><b>(16) 地域公共交通の構築に向けた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「避難地域公共交通網形成計画」をもとに地域公共交通ネットワークを構築</li> </ul> <p><b>(17) その他広域連携の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の共通課題（鳥獣被害対策、物流問題対策、交流・移住の推進等）に対応</li> </ul>	<p><b>(21) 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野球・ソフトボール競技の開催準備、聖火リレー、都市ボランティア等の関連事業を実施</li> </ul> <p><b>(22) Jヴィレッジを中核とした取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年4月にJヴィレッジを全面再開</li> <li>Jヴィレッジを中核としてスポーツ振興を図るとともに、地域活性化等を推進</li> </ul>
<p><b>(4) 福島フードファンクラブ（FF）等の取組</b></p>				

## 東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、福島を復興を世界にアピール

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※福島12市町村将来像提言は、除染、特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備、原発事故の収束等の状況も踏まえ、長期的に、かつ、広域の視点で検討が行われたもの。

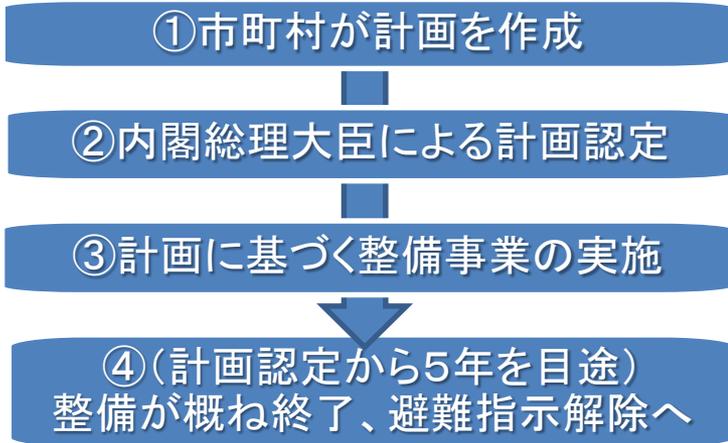
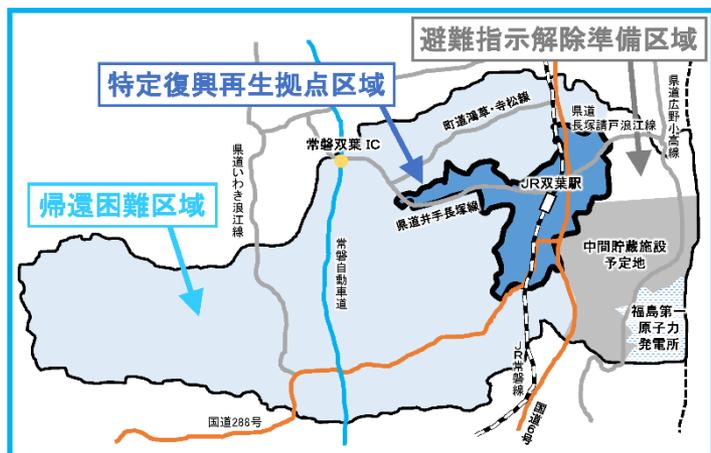
# 帰還困難区域の復興・再生

# 帰還困難区域の復興・再生

## ① 特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

### 【特定復興再生拠点区域の例(双葉町)】



### ■ 計画の認定基準

項目	内容
区域の条件に該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減</li> <li>・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模</li> </ul>
復興再生への寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目標(例:帰還者数)が住民の帰還意向等を踏まえて適確</li> <li>・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる</li> </ul>
円滑かつ確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切</li> </ul>

### ■ 計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆ 帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

- 6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 町村、県、国が一体となった「推進会議」を設置し、計画の具体化を推進。

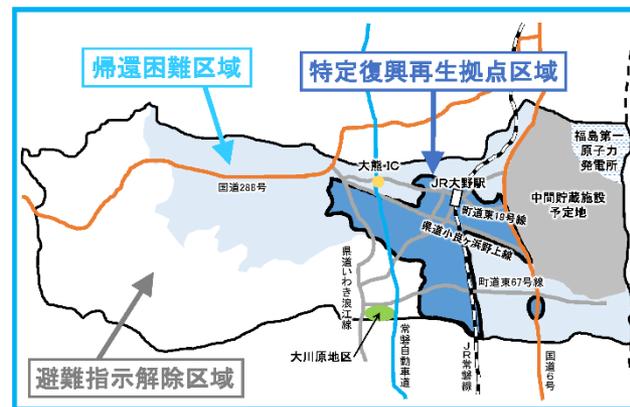
## 認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

### 双葉町（2017年9月15日認定）



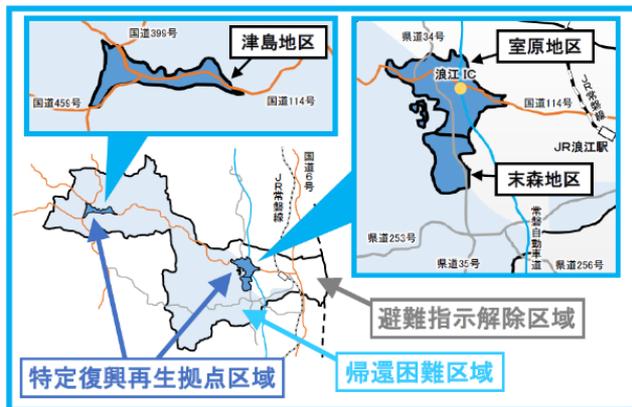
- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標  
2020年3月：JR常磐線双葉駅周辺の一部区域  
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

### 大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標  
2020年3月：JR常磐線大野駅周辺等の一部区域  
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

浪江町（2017年12月22日認定）



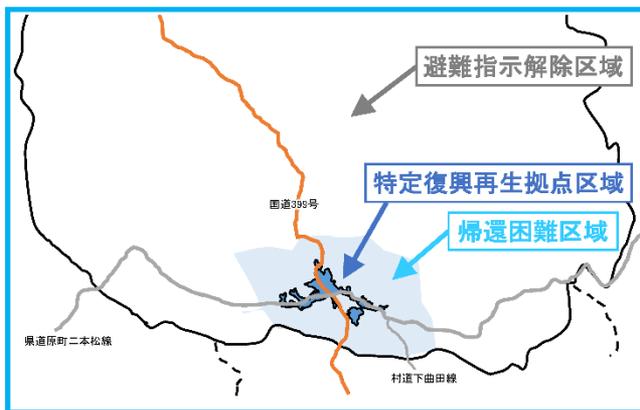
- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月  
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：  
2020年3月：JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域  
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

飯舘村（2018年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春  
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春



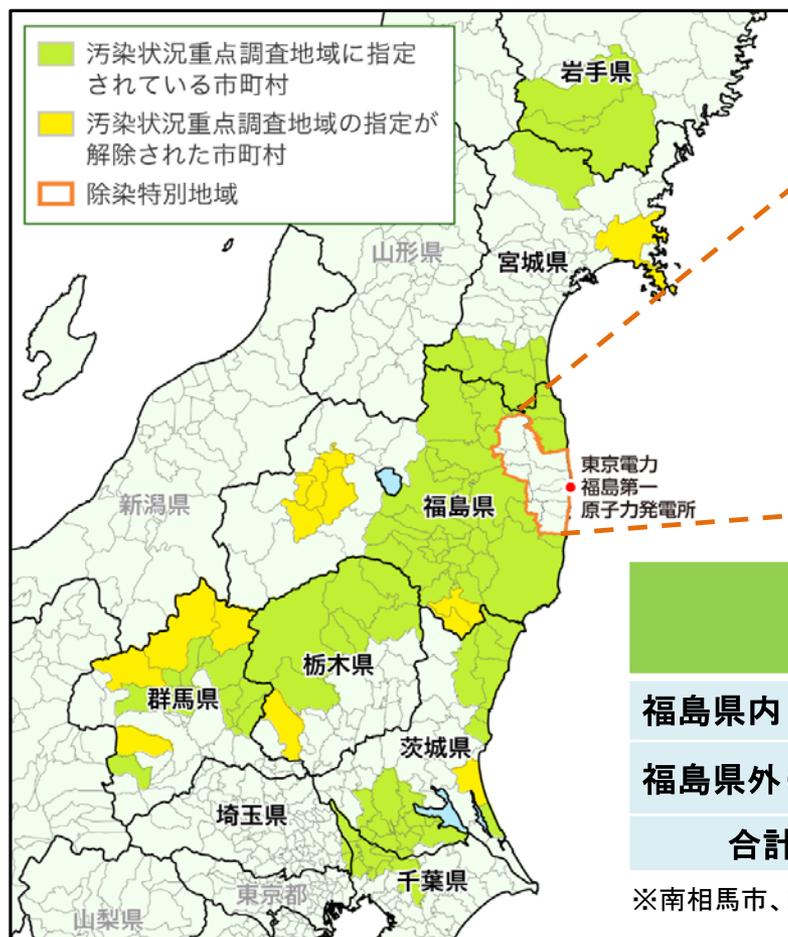
# 除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

### ③除染の進捗状況、中間貯蔵施設の整備及び特定廃棄物の処理状況について

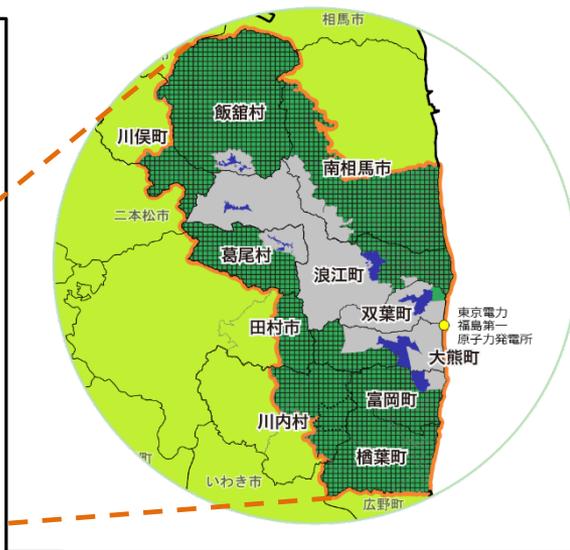
#### ①除染の進捗状況

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。  
(帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域の整備の中で除染を実施中。)

＜汚染状況重点調査地域(市町村除染)＞



＜除染特別地域(国直轄除染)＞



→2017年3月に  
面的除染完了

	面的除染完了市町村		
		除染特別地域 (11)	汚染状況重点調査地域 (93)
福島県内	43※	11	36
福島県外(7県)	57	—	57
合計	100	2017年3月に完了	2018年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある

## ②中間貯蔵施設について

### 中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要



### 中間貯蔵施設の面積等

- 面積 約1,600ha(大熊町:1,100ha、双葉町:500ha) うち、公有地 約330ha
- 福島県内の除去土壌等の輸送対象物量は、約1,400万 $m^3$ と推計(2018.10時点)

### 事業の進捗状況

- (用地) 地権者数2,360人(登記記録ベース)契約済み約1,130ha: 予定地全体の約70.6%(契約実績1,727件)(2019.12末時点)
- (施設) 受入・分別施設、土壌貯蔵施設:2017年10月に大熊町で、同年12月に双葉町で稼働
- 2017年12月に大熊町で仮設焼却施設が稼働、2018年11月に双葉町で仮設焼却施設・仮設灰処理施設が着工
- (輸送) 輸送開始(2015年3月)から累計で約571万 $m^3$ を輸送し、52市町村のうち24市町村からの搬出を完了(2020.1.23時点)

### 2020年度の中間貯蔵施設事業の方針(環境省・2020年1月16日公表)

- 安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する。
- 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す
- これに向け、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、2020年度は安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する

**産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組**

## ①福島イノベーション・コースト構想

- 平成26年6月、浜通り地域等に**新たな産業基盤の構築**を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。
- 現在、**福島ロボットテストフィールド**が順次開所するとともに、**世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場**が建設中であるなど、**各拠点の整備が着実に進展**。
- これに加えて、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係る**プロジェクトの推進**、**企業立地の促進**、**教育・人材育成**等を加速する。さらに、進出企業と地元企業の連携等を進めることにより、事業者やプロジェクト単位の取組を**地域的な産業の集積へと拡大**させ、**自立的・持続的な産業発展を実現**する。

主な拠点・プロジェクト等

### 廃炉

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）
- 模擬試験施設等を活用した機器・装置開発、実証試験



楡葉遠隔技術開発センター

### ロボット

- 福島ロボットテストフィールド（世界に類をみない一大研究開発拠点）の整備
- World Robot Summitの一部競技を開催（2020年）



福島ロボットテストフィールド  
（南相馬市、浪江町）



ドローンの試験飛行

### エネルギー

- 再生可能エネルギー等の新たなエネルギー関連産業の創出
- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株)  
福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（浪江町）

### 農林水産

- 先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践
- 農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進



生産性向上の取組  
（無人走行トラクター）



ワンダーファームの  
トマト栽培

今後の方向性

### 産業集積

廃炉、ロボット、エネルギー等の分野の関連企業を誘致し、拠点と連携した新たな産業を集積。

### 教育・人材育成

初等中等教育から高等教育に至るまで、幅広い構想を支える人材を育成。

### 生活環境整備

公共交通や買い物環境の整備、教育、医療・介護体制の充実等の、生活環境の整備を推進。

### 交流人口拡大

来訪者を促進させるため、拠点を核とした交流人口の拡大に向けた取組を推進。

# 福島イノベーション・コースト構想 関連プロジェクト

## 2 ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールド  
(南相馬市原町区、浪江町)

2018年度 通信塔、試験用プラント開所  
2019年4月 南相馬滑走路、ヘリポート開所  
9月 研究棟開所  
2020年春 全面開所予定



福島ロボットテストフィールド



研究棟



日本郵便による実証実験



南相馬滑走路

## 4 農林水産

- ① 浜地域農業再生研究センター (南相馬市)
- ② 浜地域研究所 (相馬市)

- ③ 環境制御型施設園芸の導入推進 (大熊町、南相馬市、川内村、いわき市等)



いわき市の  
トマト栽培



大熊町の  
いちご栽培

- ④ 花き等の新たな生産振興 (葛尾村、川俣町、浪江町 等)



葛尾村の  
胡蝶蘭栽培



川俣町の  
アンズリウム栽培



浪江町の  
トルコギキョウ栽培

- ⑤ 水産海洋研究センター (いわき市)
- ⑥ 水産資源研究所 (相馬市)

⑤ 2019年 7月全面供用開始  
⑥ 2019年 2月全面供用開始



令和元年10月現在

## 1 廃炉

JAEA関連施設

- ① 楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町)
- ② 廃炉国際共同研究センター-国際共同研究棟 (富岡町)
- ③ 大熊分析・研究センター (大熊町)



楡葉遠隔技術開発センター



廃炉国際共同研究センター  
国際共同研究棟



大熊分析・研究センター  
施設管理棟

- ④ 福島廃炉技術者研修センター

- ⑤ 環境放射線センター (南相馬市原町区)

2018年10月廃炉事業に必要な技術者養成の拠点として、東京電力福島第一原子力発電所協力企業棟内に設置

## 3 エネルギー・環境リサイクル

- ① 福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R) (浪江町)

2019年10月 試運転開始



福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)  
※東芝エネルギーシステムズ(株)資料

- ② 再生可能エネルギー導入促進 (風力発電、太陽光発電等)



万葉の里風力発電所 (南相馬市)

- ③ スマートコミュニティの構築 (新地町、相馬市、浪江町、楡葉町、葛尾村)

2018年 4月 浪江町構築事業開始  
2018年11月 新地町構築完了  
2018年12月 葛尾村構築事業開始  
2019年 7月 楡葉町構築事業開始

- ④ 石炭ガス化複合発電 (IGCC) プロジェクト (広野町、いわき市)



東京電力/福島IGCCプロジェクト

【凡例】

- 廃炉 ● ロボット ● エネルギー ● 農林水産

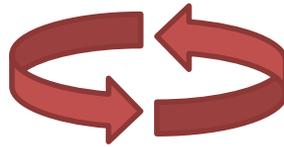
# 産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

## ②福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真の概要

- 復興・創生期間後も見据えた、中長期的かつ広域的な観点から浜通り地域等を目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け国、県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を示す、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を2019年12月に取りまとめ。

### <浜通り地域等の目指すべき姿> 自立的・持続的な産業発展

地元企業の  
経営力・技術力向上  
新たな事業展開



新たな企業・人材や  
研究・実証の呼び込み  
交流人口の拡大

3つの柱を軸に、先導的な地域となることを目指す

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

4つの重点分野に、新たに医療関連と航空宇宙を追加

廃炉

ロボット  
・ドローン

エネルギー・環境  
・リサイクル

農林水産

+

医療関連

航空宇宙

## ③福島イノベーション・コースト構想(福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議)

## 1 趣旨

- 福島イノベーション・コースト構想研究会報告書（平成26年6月23日）等を踏まえ、これまで、福島ロボットテストフィールド、廃炉国際共同研究センター、福島水素エネルギー研究フィールド等の拠点の整備を進めてきたが、産学官連携による魅力ある浜通り地域を創出するためには、様々な分野の研究者や技術者を育成し、輩出された人材が、長期にわたり浜通り地域の復興をリードしていく体制を整備する必要。
- このため、廃炉・ロボット・エネルギー・農林水産業等多様な分野を対象とした国内外の人材が結集する国際教育研究拠点整備・人材育成のあり方について検討し、提言をとりまとめるため、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催。

## 2 有識者会議委員

【座長】坂根正弘（コマツ顧問）

【委員】上山隆大（総合科学技術・イノベーション会議委員）

斎藤保（福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長）

関谷直也（東大大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授）

中岩勝（産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所所長）

米良はるか（READYFOR株式会社代表取締役CEO）

山名元（原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長）

神田玲子（放医研・放射線防護情報統合センター長）

生源寺眞一（福島大学食農学類長）

田所諭（東北大学院情報科学研究科教授）

永田恭介（筑波大学長）

山崎直子（元JAXA宇宙飛行士）

【オブザーバー】文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、福島県

## 3 スケジュール

7月29日（月） 第1回有識者会議開催（その後、概ね月に1回程度のペースで開催）

11月28日（木） 中間とりまとめ

12月20日（金） 復興・創生期間後の基本方針に反映。

※令和2年夏頃を目途に最終とりまとめ。

④福島相双復興官民合同チーム

- 原子力災害による**被災事業者の自立支援**を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「**福島相双復興官民合同チーム**」を創設。
- チーム員は総勢286人（このうち国の職員は53人。2019年12月1日時点。）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,300の商工業者及び約1,800の農業者を**個別訪問**する（2019年12月1日時点）など、**個々の事情に応じたきめ細かな支援**を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

官民合同チーム

チーム長：福井 邦顕（公社）福島相双復興推進機構理事長

(公社)福島相双復興推進機構

本部（福島市）

総務調整グループ

事業者支援グループ

地域・生活支援  
グループ

企画グループ

営農再開グループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

⑤原子力被災12市町村における営農再開に向けた支援策

- 除染については、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでおり、農林水産省において、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。
- 避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるように、除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保安全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

(平成29年9月30日時点)

	田村市	楡葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯館村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

農地除染

(帰還困難区域以外は完了)



営農再開に向けた  
条件整備



営農再開

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
  - － 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
- ◆ **除染後農地等の保安全管理**
  - － 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保安全管理に対して支援
- ◆ **鳥獣被害防止対策**
  - － 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
- ◆ **営農再開に向けた作付実証**
  - － 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
- ◆ **水稻の作付再開支援**
  - － 水稻の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復に対して支援
- ◆ **放射性物質の吸収抑制対策**
  - － カリ質肥料の施用の実施を支援
- ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
  - － 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
  - － 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設、家畜の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- ◆ **新たな農業への転換**
  - － 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

## ⑥福島県における森林・林業再生に向けた取組

### 森林内のモニタリング

樹木の葉・枝・幹から土壌まで階層ごとに放射性物質の分布状況等を調査、解析。

調査結果

- ・森林内の放射性セシウム約9割以上が土壌表層に分布
- ・樹木に残る放射性セシウムも多くは樹皮に分布



落葉層と土壌の採取



樹皮試料の採取

### 林業再生対策

汚染状況重点調査地域等内で森林の概況調査、間伐等の森林整備、放射性物質の移動抑制対策などを実施。



森林の概況調査



筋工による放射性物質の移動抑制対策

### 森林施業による影響の検証と対策の実証

植栽や間伐などによる空間線量率の変化等の影響を検証。また、林業従事者の被ばく対策等を実証。

検証・実証結果

- ・間伐による空間線量率の変化は少ない
- ・林業機械のキャビン内は屋外と比較し、空間線量率が2～3割程度低い



キャビン付き林業機械による間伐



キャビン付フォワーダ  
(木材運搬車両)



キャビン無フォワーダ

被ばく低減効果のある林業機械の例

### 安全な木材製品の供給

木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築及び風評被害防止のための普及啓発を支援。



木材・木材製品の検査体制を整備



選木機用測定装置

# 里山再生モデル事業の成果を踏まえた今後の方向性

- 2016年3月に復興庁・農水省・環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「里山再生モデル事業」を実施。
- 今年度を目途にモデル事業の成果を踏まえた確な対策の実施に反映することとしており、以下のとおり改善を行った上で、里山の再生に向けた取組を引き続き実施することとしたい。

## 里山再生モデル事業（2016～2019）

- 地元の御要望を踏まえ選定した14のモデル地区(下図赤点)において、以下の事業を組み合わせ実施中。
  - ・除染：堆積物除去、残渣除去等
  - ・森林整備：間伐、作業道作設、筋工設置等
  - ・線量測定：空間線量率、被ばく線量測定等

### モデル事業の成果（例）

楢葉町：楢葉まなび館周辺

除染：残渣除去



森林整備：間伐等



- 前後で実施箇所の空間線量率が約41%低減（自然減衰含む）
- 下層植生の繁茂による表土流出抑制効果等
- 快適に散策できる森林空間となり、既に住民が利用



## モデル事業の成果・課題

### モデル事業の成果

除染・森林整備・線量測定を組み合わせ実施することによって、住民による里山の利活用が促進された。

### モデル事業における課題

#### <対象地域>

○県内の森林の放射線量は低減してきているものの、モデル事業対象地域外にも放射線量が高い森林が残存。

#### <事業内容>

- 除染の効果について認識が異なっていたため、成果に不満が示されるケースがあった。
- 事業後に適切な管理がなされておらず利活用が進まないケースがあった。
- 3つ全ての事業が必要とされないケースがあった。

#### <実施体制>

○市町村より、実施主体間の情報共有の必要性が指摘された。

## 里山再生事業(仮称)（2020～）

県民生活の安全・安心の確保に向け、モデル事業の成果を踏まえた日常的に人が立ち入る里山の再生のための取組を実施。

### 主な改善点

#### <対象地域>

○17市町村以外の市町村についても対象とし、各市町村で複数箇所の実施も可能とする。

#### <事業内容>

- 予測される事業効果や里山の管理状況に関する実施要件を設ける。
- 地元の要望に応じ、モデル事業を構成していた2又は3の事業を組み合わせ実施する。

#### <実施体制等>

○その他、個々の事業の実施期間を概ね3年を上限とし、関係省庁等で実施箇所の選定等を行うための協議体を設ける。

⑦福島県における漁業再生に向けた取組

- 2012年6月下旬から、放射性物質の値が低い魚種の試験操業・販売を実施。その後、順次、漁業種類・対象種・海域を拡大し、現在、出荷制限のコモンカスベを除くすべての魚種で試験操業を実施（2020年12月3日現在）。
- 引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

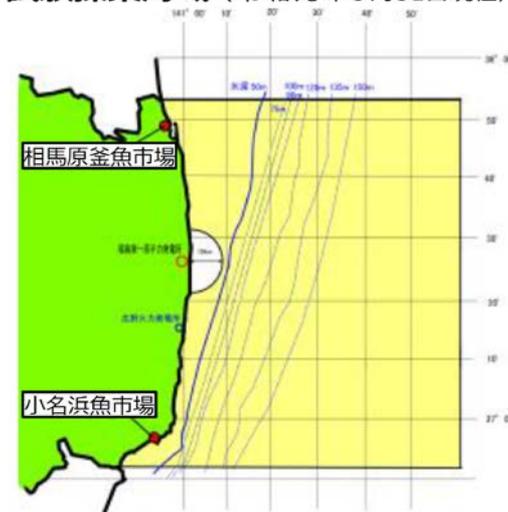
試験操業の決定の経緯

- ・福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムが基準値（50Bq/kg：自主基準値（国の基準値：100Bq/kg））以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定
- ・平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始（相馬双葉地区）
- ・平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始（いわき地区）
- ・平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km～20kmの水域での試験操業を開始
- ・平成29年3月から、順次、各魚市場で入札による出荷を実施。漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷

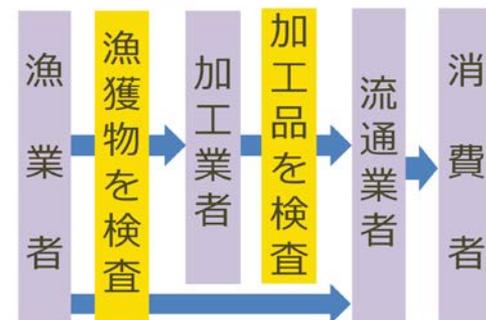
試験操業の漁業種類

底びき網漁業	キアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミズダコ等	沿岸かご漁業	ヒメエゾボラ、ヒラツメガニ、マダコ、ミズダコ等
刺網漁業	ガザミ、シロザケ、ヒラメ、マガレイ等	はもかご漁業、どう漁業	マアナゴ
流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等	はえ縄漁業	アイナメ、スズキ、ヒラメ、マダラ等
船びき網漁業	イシカワシラウオ、コウナゴ、サヨリ等	釣り漁業	アイナメ、クロソイ、シロメバル、ヒラメ等
沖合たこかご漁業	シライトマキバイ、ミズダコ、ヤナギダコ等	潜水漁業	アワビ、キタムラサキウニ
		貝桁網漁業	ホッキガイ、コタマガイ
		養殖業	アサリ、アオノリ

試験操業海域（令和元年5月31日現在）



漁獲物の流れ



# 風評被害対策

# 風評被害対策

## ①「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「**原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）**」を開催（2013年3月～）。
- 2017年12月開催のタスクフォースにおいて、**より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針**として、「**風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略**」を決定・公表。
- この戦略の下、「**知ってもらう**」、「**食べてもらう**」、「**来てもらう**」の3つの視点から、関係府省庁において**工夫を凝らした情報発信**を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的に**フォローアップ**する。

### 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について**シンプルかつ重要な順に明示**。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

# 風評被害対策

## ②強化戦略に基づく主な取組と今後の取組の方向性

### I 知ってもらう

#### (1) 効果的な情報発信

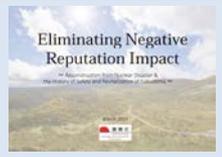
インターネット、テレビ、ラジオ、SNS等さまざまなメディアの活用により効果的な情報発信を実施

- **WEBサイト**  
「タブレット先生の福島の今」  
◆クイズ  
◆マンガ  
◆現地レポート  
◆各種パンフレット
- SNS  
● TVCM  
● ラジオ番組“Hand in Hand”  
● CSテレビ番組「福島スタートライン」



WEBサイト

マンガ「ママが行く！福島ツアー」



パンフ「風評の払拭に向けて」(日・英・韓・簡体・繁体)



#### (2) 「放射線副読本」の普及

全国の小・中・高等学校等に配布。放射線に関する教職員セミナーや出前授業の実施等を通じて活用を促進。フォローアップ調査を行い、今年度中に結果を取りまとめる予定



#### (3) 被災地の不安払拭に向けた取組

放射線相談員等と専門家やその他支援機関との連携強化に向け、放射線相談員や自治体・県・国が参画する「相談員合同ワークショップ」を開催(2017.12から4回開催)

### II 食べてもらう

#### (1) 食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準

世界で最も厳しい水準である基準のもと、検査により基準値を超えたものについては、市場に流通しないよう措置

→ 例えば、福島産米については2015年産以降すべて基準値以内

#### (2) 福島県産品の利用・販売促進等

福島県産農産物等流通実態調査結果に基づき、小売業者、卸売業者、生産者団体への指導、助言等に関する通知を发出(2019.4)

#### (3) 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

- 首脳・閣僚等ハイレベル、在外公館等からの申し入れ
- 「復興五輪」海外発信プロジェクト(在京大使館への情報発信)
- 海外メディアによる被災地取材  
→ 輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち、計34か国・地域が規制を撤廃、20か国・地域が規制を緩和

### III 来ってもらう

#### (1) 海外からの旅行者の回復に向けた施策

東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施(海外の著名人等を招請し、グローバルメディアやSNS等で東北の魅力を発信等)

→ 震災前と比較して、福島県の外国人延べ宿泊者数は、6割増加(ただし、東北6県では2倍以上増加)

#### (2) 福島県への教育旅行の回復に向けた施策

- 小・中及び高等学校のPTA関係者が集まる全国大会に復興大臣等が参加し、福島県の教育旅行回復や正しい放射線知識の理解促進に向けた情報発信を実施(2017.8~)
- 復興庁、観光庁からの協力依頼を受け、文部科学省から全国の教育委員会教育長、知事に対して、福島県への修学旅行等の実施に関する通知を发出(2019.3)

→ 震災前と比較して、福島県への教育旅行を行う学校数は9割まで回復、延べ宿泊者数は7割まで回復

### <今後の方向性>強化戦略に基づくフォローアップ

○2019年4月12日に開催したタスクフォースにおいて、以下の取組を復興大臣から各府省庁に指示。

- 指示事項1. G20をはじめとした国際会議等のあらゆる機会を捉えた国外への積極的な情報発信
- 指示事項2. 本年度施策の着実な実施と、施策の効果を踏まえた効果的な取組の来年度予算要求

○同年11月1日に開催したタスクフォースにおいて、国内外への取組がより効果的となるよう検討し、強力に推進すること等について復興大臣から各府省庁に指示。復興庁の当面の重点的取組として、「風評払拭イニシアティブ for 2020」をとりまとめ → 海外に向けた情報発信を強化

# 福島復興関連法制度・予算

# 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)

○ これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後(令和3年度以降)における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

## I. 復興施策の総括

- 「前例のない手厚い支援」により、復興は大きく前進
- 地震・津波被災地域:復興の「総仕上げ」の段階
- 原子力災害被災地域:「復興・再生」に向けた本格的な動き

### 各分野の取組(主なもの)

#### 1. 被災者支援(健康・生活支援)

(成果) 避難者数の減(約47万人→約4.9万人)  
 地震・津波被災地域では、期間内の仮設生活解消を目指す  
 (課題) 期間終盤に再建される地区のコミュニティ形成、見守り等  
 避難生活の長期化等を踏まえた支援、子ども等への支援

#### 2. 住まいとまちの復興

(成果) 災害公営住宅約3.0万戸・高台移転約1.8万戸が完成見込み  
 発展基盤となる復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等を整備  
 (課題) 台風第19号等の影響も踏まえ、期間内の一日も早い事業の完了

#### 3. 産業・生業の再生

(成果) 三県の製造品出荷額等は概ね回復、外国人延べ宿泊者数は堅調  
 (課題) 沿岸部で回復の状況に幅、水産加工業の売上げ回復

#### 4. 原子力災害からの復興・再生

- (1) 事故収束(廃炉・汚染水対策)  
(課題) 安全確保を最優先に着実に作業を継続、正確な情報発信
- (2) 放射性物質の除去等  
(課題) 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・輸送、最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理
- (3) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等  
(成果) 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除  
福島県の避難者数の減(約16.5万人→約4.2万人)  
(課題) 帰還・移住の促進、帰還困難区域への対応、避難者支援

#### (4) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果) 廃炉・ロボット・エネルギー等の各拠点の整備  
 (課題) 「産業発展の青写真」を踏まえた産業集積  
 国内外の人材が結集する国際教育研究拠点の構築

#### (5) 事業者・農林漁業者の再建

(課題) 事業再開、営農再開、放射性物質対策と一体となった森林整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復

#### (6) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(課題) 国内外の風評被害対策、輸入規制の撤廃・緩和

#### 5. 「新しい東北」の創造と多様な主体との連携

(成果) 地域課題の解決等につながる事例の創出

#### 6. 復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の後世への継承

(成果) ラグビーWC2019や2020東京オリパラ大会に向けた情報発信

### 復興を支える仕組み

#### 1. 復旧・復興事業の規模と財源

(成果) 前例のない手厚い財政支援により、復興加速化に貢献

#### 2. 法制度

(成果) 復興特区法と福島特措法による特例等が復興に貢献

#### 3. 自治体支援

(成果) 財政支援(震災復興特交等)や人材確保(職員派遣等)が事業に寄与  
 (課題(1~3共通)) 復興・創生期間後の仕組みのあり方を検討

### 組織

(成果) 政府一体となった体制を実現し、復興を推進  
 (課題) 後継組織の具体化、復興局の設置場所の検討

## Ⅱ. 復興・創生期間後の基本方針

### 1. 基本姿勢及び各分野の取組

#### 地震・津波被災地域

復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

##### ▶ ハード事業

- ・ハード事業は、期間内の完了を目指す。未完了となる一部の事業は、期間内計上の予算の範囲内で支援を継続
- ただし、災害復旧事業は支援を継続

##### ▶ 心のケア等の被災者支援

- ・コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談、遺児・孤児支援等について、事業の進捗に応じた支援を継続
- ・個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

##### ▶ 被災した子どもに対する支援

- ・特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
- ・個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

##### ▶ 住まいとまちの復興

- ・応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の継続
- ・災害公営住宅の家賃低廉化事業等は引き続き支援。その際、管理開始時期が異なる自治体間の公平性等踏まえ、適切に支援水準を見直し

##### ▶ 産業・生業

- ・対象地域を重点化した上で、中小企業等グループの再建支援の継続、企業立地補助金の申請・運用期限を延長
- ・漁業の水揚げ回復、水産加工業の販路回復・開拓等の支援を継続

##### ▶ 地方単独事業等

- ・人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

##### ▶ 原子力災害に起因する事業

- ・風評被害対策等(モニタリング検査等)について、支援を継続

#### 原子力災害被災地域

中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立ち取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

##### ▶ 事故収束(廃炉・汚染水対策)

- ・廃炉・汚染水対策について安全かつ着実に実施

##### ▶ 環境再生に向けた取組

- ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設への搬入・維持管理
- ・最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

##### ▶ 帰還・移住等の促進・生活再建等

- ・帰還環境の整備、移住促進 ・被災者支援の継続
- ・医療・介護保険等の保険料・窓口負担の適切な見直し
- ・特定復興再生拠点区域の帰還環境整備
- ・帰還困難区域について、今後の政策の方向性を検討

##### ▶ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

- ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に取組を推進
- ・国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に有識者会議の最終とりまとめ、同年内を目途に政府の成案

##### ▶ 事業者・農林漁業者の再建

- ・事業再開支援、営農再開の促進・農地の大区画化、放射性物質を含む土壌の流出防止のための森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業の支援

##### ▶ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・情報発信、輸入規制撤廃に向けた働きかけ
- ・農林水産物の販路回復・開拓、福島の観光振興

##### ▶ 地方単独事業等

- ・人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

## 2. 復興を支える仕組み

### (1) 財源等

- 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- 事業規模：(これまでの10年間) 31兆円台前半 + (今後5年間) 1兆円台半ば = 32兆円台後半
- 財源：(これまでの10年間) 32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半  
⇒ 事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる(令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す)
- 東日本大震災復興特別会計の継続 ➤ 震災復興特別交付税制度の継続

### (2) 法制度

#### [復興特区法]

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続
- 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等の検討
- 復興交付金は廃止

#### [福島特措法]

- 移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直し
- 外部参入も含む農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進による営農再開の加速化
- 福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の課題に対応した税制措置等の検討

### (3) 自治体支援

- 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続
- 引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続

## 3. 組織

司令塔として縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で復興を成し遂げるため、被災地の強い要望も踏まえ、現行体制を維持

- ・ 内閣直属の組織体制
- ・ 内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、復興大臣を設置
- ・ 復興事業予算の一括要求・地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応などの総合調整機能

- 復興庁の設置期間を10年間延長(令和3年度～令和12年度)、令和7年度に組織のあり方を検討
- これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加
- 岩手復興局及び宮城復興局の位置については、それぞれ沿岸域に変更(盛岡市と仙台市は支所に変更)  
⇒ 具体の位置は、復興の進捗状況や被災地方公共団体の意見等を踏まえ決定  
福島復興局は、引き続き福島市に設置(富岡町と浪江町の支所を維持)

⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る

(施行：2012年3月31日、改正：2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日)

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

### 福島復興再生基本方針 (2012年7月13日閣議決定、2017年6月30日改定)

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針  
(方針に定められる事項：福島復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等)

#### 避難指示の対象となった区域の復興・再生

##### 避難解除等区域

国が「避難解除等区域復興再生計画」を作成

##### 帰還困難区域

市町村長が「**特定復興再生拠点区域復興再生計画**」を作成し、内閣総理大臣が認定

これらの計画に基づいて、以下の措置を実施

- ① 県等が管理する道路等の工事を国が代行
- ② 公共施設の清掃等を国が直轄で実施
- ③ 事業を開始・再開する者に課税の特例を措置
- ④ **(特定復興再生拠点区域のみ) 国の負担で除染等を実施**

##### 住民の帰還の促進を図るための措置

- ① 一団地の復興再生拠点整備制度の活用
- ② 帰還環境整備交付金による道路等のインフラ整備等の実施

##### 長期避難者の生活の安定を図るための措置

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設、コミュニティ維持のためのソフト事業等の実施

##### その他

**福島相双復興推進機構への国の職員の派遣** (官民合同チームの体制強化)、**帰還環境整備推進法人**の指定

#### 福島県全域の復興・再生

(赤字は2017年法改正事項)

##### 産業の復興及び再生

福島県が作成する「産業復興再生計画」に基づき、以下の法律上の特例を措置

- ・ 地域ブランド (商標、品種) の登録料等の減免

##### 新たな産業の創出等の重点的な推進

福島県が作成する「重点推進計画」に基づき、

- ・ 再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・ 特に、**福島国際研究産業都市区域**において、以下の法律上の特例を措置 (「**福島イノベーション・コースト構想**」推進の法定化)
- ① 中小企業者が行う研究開発に係る**特許料等の減免**
- ② ロボット製品開発に係る**国有試験研究施設の低廉使用**

##### その他

- ① 訓示規定  
**農林水産物等の販売の実態調査等** (風評払拭への対応)、いじめ防止対策の実施 等
- ② 原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う**分科会**の設置

### <経緯>

- 福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針。
- 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が、2017年5月19日に公布・施行されたことを受け、改正法の内容を盛り込むため、基本方針を改定（2017年6月30日閣議決定）。
- 併せて「東日本大震災復興加速化のための第6次提言」（2016年8月24日自由民主党・公明党）及び「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定）等の内容を反映。

### <概要>

#### 原子力災害からの復興・再生の意義・目標

- 福島の復興及び再生は着実に進展。避難指示の解除はゴールではなく、スタートであり、解除後も政府一丸となって取り組む。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、一日も早い復興を目指して取り組む。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

#### ※赤字は2017年の法改正に伴うもの

#### 各取組の概要

● 避難解除等区域の復興・再生	・産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、 <b>福島相双復興推進機構への国職員派遣（官民合同チームの体制強化）、帰還環境整備推進法人制度（まちづくり会社の活用）</b>
● <b>特定復興再生拠点区域復興再生計画</b>	・ <b>帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置、計画の記載事項・認定基準）</b>
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、 <b>いじめの防止のための対策</b> 、医療・福祉サービスの確保、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	・農林水産業や中小企業の復興・再生、 <b>商品の販売等の不振の調査等（風評対策）</b> 、職業指導等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・ <b>福島イノベーション・コースト構想</b> 、研究開発の推進、企業立地の促進、福島新工ネ社会構想に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	・東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関し必要な事項	・鳥獣被害対策、 <b>地域公共交通網の形成支援</b> 等 ・国、県及び市町村間の連携等

2016年8月24日の与党復興加速化本部6次提言を受けて、2016年12月20日、「**原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針**」を閣議決定。

## 基本指針の骨子

### はじめに

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても将来的に帰還困難区域の全て避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。

#### ① 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

- 帰還に向けた安全・安心対策
- 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- 2017年3月までの避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

#### ② 帰還困難区域の復興への取組

- 帰還困難区域における特定復興拠点等の整備(国の負担において行うことを位置付け)
- 長期避難者への支援

#### ③ 新たな生活の開始に向けた取組等の拡充

- 双葉郡を始めとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像
- 復興拠点等の整備等の加速

#### ④ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

- 福島相双官民合同チームの体制強化
- 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
- 風評被害対策等
- 農林業賠償等

#### ⑤ 廃炉・汚染水対策

#### ⑥ 国と東京電力の役割

### 1 法の目的及び経緯

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により2012年6月21日に成立。
- 被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要との認識の下、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法(主に自主避難者を対象)。

### 2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援策を網羅的に講ずべき地域である「支援対象地域(20mSv未満で一定の基準以上の地域)」として、基本方針(2013.10.11閣議決定)において、次の通り設定。

#### 支援対象地域:

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。

立法時には、

- ・1mSv以上の地域を支援対象地域とすべき
- ・線量数値でコミュニティを分断してはならない
- ・地域の実情に合わせて区域を決めるべきなどの議論があり、「一定の基準」は法定せず、政府が基本方針の中で定めることとされた。



### 3 基本方針改定(2015.8.25閣議決定)

#### ◆改定の趣旨

福島県による自主避難者向け応急仮設住宅の提供終了の発表、及び線量が大幅に低減していること等から、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針を改定。

#### ◆改定の主な内容

- 支援対象地域は、線量が発災時と比べ大幅に低減し、新たに避難する状況にはないことを明記。
- 一方、避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。

(参考) 子ども被災者支援法関連の施策

- ・放射線による健康への影響調査
- ・民間団体を活用した被災者支援
- ・住宅の確保に関する支援
- ・自然体験活動等を通じた心身の健康の保持 等

# 福島復興・再生に向けた令和2年度概算決定のポイント

○さらなる福島の復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、予算案を決定。

## 1. 長期避難者の支援、早期帰還の支援等

【1,558億円(1,871億円)】

### ○福島再生加速化交付金 【791億円(890億円)】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する本交付金により、福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活拠点整備等を支援。

### ○特定復興再生拠点整備事業 【673億円(869億円)】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

### ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【94億円(111億円)】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

## 2. 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり)

【5,965億円の内数(7,541億円の内数)】

- ・被災者支援総合交付金【155(177)】\*
- ・被災者生活再建支援金補助金【101(107)】\*
- ・社会資本整備総合交付金(復興)【1,198(1,226)】\*
- ・東日本大震災復興交付金【113(573)】\*
- ・災害復旧事業【1,555(2,317)】\*
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業【22(24)】\*
- ・被災した児童生徒等への就学等支援【52(69)】\*
- ・被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進【6(5)】\*

等

## 3. 安全・安心な生活環境の実現等

【5,919億円の内数(4,610億円の内数)】

### ①汚染廃棄物等の適正な処理 【5,756億円(4,431億円)】

中間貯蔵施設の整備等【4,025(2,081)】 等

### ②地域の生活環境の改善等 【163億円(179億円)】

- ・福島県浜通り地域等の教育再生【8(11)】
- ・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4(4)】
- ✓鳥獣被害対策:「福島生環・加速事業」の内数との合計

等

## 4. 地域経済の再生、イノベーション・コスト、風評関連等

【520億円の内数(697億円の内数)】

### ①地域経済の再生等 【364億円(469億円)】

- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【制度拡充(88)】
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【16(60)】

等

### ②福島イノベーション・コスト構想関連事業等 【70億円(127億円)】

- ・福島イノベーション・コスト構想関連事業【69(126)】
- ・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1(1)】

### ③風評払拭・農林水産業・観光関連 【86億円(100億円)】

- ・観光復興関連事業【37(49)】\*
  - ・福島県農林水産業再生総合事業【47(47)】
  - ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業【5(3)】(再掲)
- (「被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進」の内数)

等

(備考1) 復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、7,481億円(令和元年度予算:6,486億円)。

(備考2) ※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。経費の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。